

印西地区消防組合へ提出される申請書等への押印の見直しについて

【目的】

令和2年12月に策定され、国が示す「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、市民及び事業者が印西地区消防組合へ提出される申請書等への押印の見直しを行いました。

【特例規程の制定】

「押印の廃止」を可能とする特例規程を制定し、「押印欄」を残したまま「押印」の義務付けを廃止します。

廃止となる様式は、「押印不要な様式一覧（管理者が別に定める）」「押印不要な様式一覧（消防長が別に定める）」のとおりとなりますのでご確認をお願いします。

【開始日】

当組合の「行政手続きの押印見直し指針」を令和3年5月に策定をし、この指針に基づき、当組合で取り扱う手続きについて令和3年10月1日から押印の義務付けを廃止します。

ご不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせください。